

| |
|--------------------------------------|
| PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET |
|--------------------------------------|

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6903400

| | |
|---|--|
| SUBMISSION TYPE: | NEW ASSIGNMENT |
| NATURE OF CONVEYANCE: | MERGER AND CHANGE OF NAME |
| EFFECTIVE DATE: | 04/01/2015 |
| CONVEYING PARTY DATA | |
| Name | Execution Date |
| NATIONAL INSTITUTE OF AGROBIOLOGICAL SCIENCES | 04/01/2015 |
| NEWLY MERGED ENTITY DATA | |
| Name | Execution Date |
| NATIONAL AGRICULTURE AND FOOD RESEARCH ORGANIZAION | 04/01/2015 |
| MERGED ENTITY'S NEW NAME (RECEIVING PARTY) | |
| Name: | NATIONAL AGRICULTURE AND FOOD RESEARCH ORGANIZAION |
| Street Address: | 3-1-1 KANNONDAI, TSUKUBA-SHI |
| City: | IBARAKI |
| State/Country: | JAPAN |
| PROPERTY NUMBERS Total: 1 | |
| Property Type | Number |
| Application Number: | 14326817 |
| CORRESPONDENCE DATA | |
| Fax Number: | (202)721-8250 |
| <i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i> | |
| Phone: | 2027218210 |
| Email: | WLP@WENDEROTH.COM |
| Correspondent Name: | WENDEROTH, LIND & PONACK L.L.P |
| Address Line 1: | 1025 CONNECTICUT AVENUE NW |
| Address Line 2: | SUITE 500 |
| Address Line 4: | WASHINGTON, D.C. 20036 |
| ATTORNEY DOCKET NUMBER: | 2014-0873 |
| NAME OF SUBMITTER: | KELLY GREENE |
| SIGNATURE: | /Kelly Greene/ |
| DATE SIGNED: | 09/07/2021 |
| Total Attachments: 27 | |

source=ASSIGNMENT#page1.tif
source=ASSIGNMENT#page2.tif
source=ASSIGNMENT#page3.tif
source=ASSIGNMENT#page4.tif
source=ASSIGNMENT#page5.tif
source=ASSIGNMENT#page6.tif
source=ASSIGNMENT#page7.tif
source=ASSIGNMENT#page8.tif
source=ASSIGNMENT#page9.tif
source=ASSIGNMENT#page10.tif
source=ASSIGNMENT#page11.tif
source=ASSIGNMENT#page12.tif
source=ASSIGNMENT#page13.tif
source=ASSIGNMENT#page14.tif
source=ASSIGNMENT#page15.tif
source=ASSIGNMENT#page16.tif
source=ASSIGNMENT#page17.tif
source=ASSIGNMENT#page18.tif
source=ASSIGNMENT#page19.tif
source=ASSIGNMENT#page20.tif
source=ASSIGNMENT#page21.tif
source=ASSIGNMENT#page22.tif
source=ASSIGNMENT#page23.tif
source=ASSIGNMENT#page24.tif
source=ASSIGNMENT#page25.tif
source=ASSIGNMENT#page26.tif
source=ASSIGNMENT#page27.tif

Certificate of All Removed Matters

1-2, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki
National Institute of Agrobiological Sciences

| | | |
|-----------------------|--|--|
| Corporation No. | 0500-05-005212 | |
| Corporate Name | <u>National Institute of Agrobiological Sciences</u> | |
| | National Institute of Agrobiological Sciences | Changed on April 1, 2015 ----- Registered on April 1, 2015 |
| Head Office | 1-2, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki | |
| Date of Establishment | April 1, 2001 | |

Reference No. 237066 Note: All underlined entries are superseded entries.

1/3

1-2, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki, Japan
National Institute of Agrobiological Sciences

| | |
|--|--|
| Matters Concerning Register Records | Transferred and recorded due to Paragraph 3 of Supplementary Provision of the Ministry of Justice Regulation No. 15 of 1989. Registered on August 23, 2004 |
| | Dissolved due to Paragraph 1 Article 2 of Supplementary Provisions of the Act for Aligning acts related to Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries for enforcing the reform of Independent Administrative Legal Entities on April 1, 2016 (Act No. 70 of 2016). |

Reference No. シ237066

Note: All underlined entries are superseded entries.

2/3

1-2, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki
National Institute of Agrobiological Sciences

| | |
|--|---|
| | Registered on April 4, 2016 Removed on April 4, 2016 |
|--|---|

This document is hereby certified to consist of all removed entries of record in the Commercial Register.
(Jurisdiction of Mito District Legal Affairs Bureau)

April 26, 2016

Mito District Legal Affairs Bureau, Tsukuba Branch Office

Registrar

Akira NEMOTO [SEAL]

Reference No. シ237066

Note: All underlined entries are superseded entries.

3/3

--ACTS--

The acts for aligning acts related to Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries for enforcing the reform of Independent Administrative Legal Entities are herein announced.

Dated the 18th day of September 2015

Prime Minister, Shinzo ABE

Act No. 70

The act for aligning acts related to Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries for enforcing the reform of Independent Administrative Legal Entities.

Supplementary Provisions

Article 2

(On the subject of dissolution of National Center for Seeds and Seedlings, et al.)

Paragraph 1

National Center for Seeds and Seedlings (hereinafter referred to as NCSS), National Institute of Agrobiological Sciences, and National Institute for Agro-Environmental Sciences (hereinafter referred to as NCSS, et al.) shall be dissolved on the effective date of this act. The all of the rights and obligations of NCSS, et al. shall be inherited to National Agriculture and Food Research Organization (hereinafter referred to as NARO) except for the properties that the Country inherits due to the following Article.

Paragraph 2

The Country shall inherit the properties of NCSS, et al. at the time of enforcement of this act with the exception for the properties of which NARO requires to perform their operation in a convincing way.

○(前のページより続き)
○外国為替に関する省令第八條第二項第四号及び別表第一号トの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件(同三〇四)

○外国為替に関する省令第八條第二項第四号及び別表第一号トの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件の一部を改正する件(同三〇五)

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三條第五項及び第三十七條第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件(同三〇六)

○外国為替及び外国貿易法第十六條第二項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件(経済産業一九七)

○外国為替令第十五條第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四條第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件(同一九八)

○道路に関する件(東北地方整備局一五六)
○道路に関する件(四国地方整備局九四)
○九州地方整備局一二七、一二八)
○指定確認検査機関の指定の区分を変更した件(同一二九)

七

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(法律第七〇号)農林水産省

一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正関係

1 研究機構の目的の改正

(一) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という)は、農業及び食品産業に関する技術(畜糸に関する技術を含む。以下「農業等」という)と技術(と)という上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする(第四條第一項関係)

(二) 研究機構の目的に、種苗法に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びびさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを追加することとした(第四條第三項関係)

2 代表理事の設置及び副理事長の任期の改正
(一) 理事長が指名する理事一人は、3の(三)の業務等について、研究機構を代表することとした(第一〇條第三項関係)
(二) 副理事長の任期は、理事長の任期と対応することとした(第一一條第一項関係)

3 研究機構の業務の範囲の変更等
(一) 研究機構は、1の(一)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととした(第一四條第一項第一号及び第四号関係)
(2) 原産種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

八

(二) 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること等の業務に関する規定を削り、これに伴い、区分経理その他所要の規定の整備を行うこととした(第一四條第一項及び第一五條等関係)

(三) 研究機構は、1の(二)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととした(第一四條第三項関係)
(1) 種苗法の規定による栽培試験を行うこと。
(2) 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。
(3) ばれいしよ及びびさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

4 罰則の引上げ
秘密保持義務に係る罰則の上限を引き上げることとした(第二三條関係)

二 国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正関係
1 法律の題名及び法人の名称の変更
法人の名称を国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「研究・教育機構」という)に改称するとともに、法律の題名を国立研究開発法人水産研究・教育機構法に改めることとした(題名及び第二條関係)

2 研究・教育機構の目的の改正
研究・教育機構の目的に、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを追加することとした(第三條第一項関係)

3 理事数の変更及び代表理事の設置
研究・教育機構に役員として理事六人以内を置くことができることとするほか、理事長が指名する理事一人は、水産に関する学理及び技術の教授を行うこと等の業務について、研究・教育機構を代表することとした(第七條第二項及び第八條第二項関係)

4 研究・教育機構の業務の範囲の変更
研究・教育機構の業務に、水産に関する学理及び技術の教授を行うことを追加することとした(第一二條第一項第五号関係)
5 秘密保持義務に係る罰則の引上げ
秘密保持義務に係る罰則の上限を引き上げることとした(第一八條関係)

九

三 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正関係
独立行政法人農業者年金基金の役員及び職員並びに同基金に置かれる審査会の委員に對し、秘密保持義務を課することとした(第七條の二及び第九條第五項並びに第六九條関係)

四 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正関係
1 秘密保持義務
独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という)の役員及び職員並びに2の運営委員に對し、秘密保持義務を課することとした(第九條の二及び第一〇條の二及び第一一條の四第三項並びに第二六條関係)

2 信用基金に、出資者及び学識経験者のうちから主務大臣が任命する運営委員をもつて組織され、業務運営に関する重要事項を審議する運営委員会を置くこととした(第一一條の二)第一條の四関係)

3 検査権限の委任
主務大臣は、信用基金及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができることとし、内閣総理大臣は委任された権限を金融庁長官に委任することとした(第二〇條の二関係)

五 附則関係
1 独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所並びに独立行政法人水産大学校は、この法律の施行の時に對して解散することとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、それぞれ研究機構及び研究・教育機構が承継することとした(附則第二條及び第九條関係)

2 研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、この法律の施行の際現に行つてゐる1の3の(二)の業務を行うこととした(附則第三條)第八條及び第一〇條)第三〇條関係)
3 この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三三三号)(警察庁)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第一一七号)の施行期日は、平成二八年一〇月一日とした。

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第三三八号)(警察庁)

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係

1 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引に関する規定の整備

(一) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引から、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「新法」という。)第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除くこととした。(第七条第一項及び第九条第一項関係)

(二) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引として、疑わしい取引(取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第一〇条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあること認められる取引をいう。以下「疑わしい取引」という。)その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを追加することとした。(第七条第一項及び第九条第一項関係)

(三) 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引等が一回当た

りの取引の金額等を減少させるために一の取引等を分割したものであることが一見して明らかなるものであるときは、当該二以上の取引等を一の取引等とみなして、本政令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七條第一項又は第九條第一項の規定を適用することとした。(第七條第三項及び第九條第二項関係)

2 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に関する規定の整備

新法第四條第二項第三号の政令で定める取引は、次の顧客等との間で行う特定取引とした。(第一二條第三項関係)

(一) 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者に並びにこれらの者であった者

(二) (一)に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子及び兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。)

(三) 法人であつて、(一)又は(二)に掲げる者が実質的支配者であるもの

3 既に取引時確認を行っている顧客等との取引に関する規定の整備

疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定める取引については、既に取引時確認を行っている顧客等との取引であっても、新法第四條第一項の規定の適用は除外されないこととした。(第一三條第二項関係)

4 その他

その他所要の改正を行うこととした。

関係政令の整備関係

改正法による条項番号の移動に伴い、関係政令について所要の改正を行うこととした。

三 経過措置

一の(一)の(三)について、施行日前に行った取引については対象としないこととした。

四 施行期日

改正法の施行の日(平成二八年一〇月一日)から施行することとした。

法 律

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十二條」に、「第二十四條・第二十五條」を「第二十三條・第二十四條」に改める。

第四條第一項中「技術上の総合的な」を「技術(畜糸に関する技術を含む。以下「農業等」に関する技術といたす)上の」に、「」により、農業及び食品産業」を「」により、農業等に改め、「民間等」において行われる」を削り、試験及び研究の促進に関する業務」を「基礎的な試験及び研究」に改め、「ほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図る」を削り、同条に次の一項を加える。

3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法(平成十年法律第八十三号)に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

第六條第四項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第十條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四條第三項に規定する業務及び同條第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十一條中「四年」を「」理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものに、「」理事長の任期は二年」を「任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四條第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業」を「農業等」に改め、多様な専門知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査」を「調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、この下に「次項に規定する業務に該当するものを除く。」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 原産種並びに桑の接種及び苗木の生産及び配布を行うこと。

第十四條第一項第六号から第十号までを削り、同項第十一号中「の業務」を「に掲げる業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の三項を加える。

一 研究機構は、第四條第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

二 農作物(飼料作物を除く)の種苗の検査を行うこと。

三 ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第六十三条第一項の規定による集取

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

第十五条第一号中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、附帯する業務の下に、並びに同条第三項から第五項までに規定する業務を加え、同条第二号中「これら」を「これ」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十六条の見出しを「積立金の処分」に改め、同条第一項中、「前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「及び第四号」を削る。

第十八条第一項中「及び第二号」を削る。

第十九条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十条第一項中「同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し」を削り、同条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十一条第一項第二号中「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項中「又は第三号」を削る。

第二十二条第一項第二号中「又は第三号」を削り、資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金等を「財務及び会計」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「又は第三号」を削り、同項第七号中「第十五条第四号」を「第十五条第三号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

（国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正）

第二条 国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構法

目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条」を「第七条」第十一條に、「第十一條」第十四條を「第十二條」第十五條に、「第十五條」第十六條を「第十六條」第十七條に、「第十七條」第十八條を「第十八條」第十九條に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第三条の見出しを「機構の目的」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に改め、総合的な技術の教授」を加え、同条第二項中「センター」を「機構」に改める。

第十八条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十二條」に改め、同条第二号中「第十四條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条を第十九條とする。

第十七条中「第九条」を「第十条」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条中「センター」を「機構」に改め、第四章中同条を第十七條とする。

第十五条第一項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項第一号」を「第十二條第一項第一号」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十六條とする。

第十四条第一項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項及び第二項」を「第十二條第一項第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に改め、第三章中同条を第十五條とする。

第十三条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一条第一項、第四項及び第五項」を「第十二條第一項及び第四項」に改め、同条第二号中「第十一条第二項」を「第十二條第二項」に改め、同条を第十四條とする。

第十二条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十三條とする。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改め、同項第一号中「総合的な」を削り、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十条中「センター」を「機構」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二條第一項第一号の業務（同項第五号の業務に係る研究に限る。）及び同項第五号の業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に、「五人」を「六人」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「センター」を「機構」に改め、第一章中同条を第六条とする。

第四条中「センター」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中「センター」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第三条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九條」を「第六十八條」に、「第七十條」を「第六十九條」に改める。

第七条の次に次の一條を加える。

（役員及び職員秘密保持義務）
第七条の二 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第四十九條第五項中「並びに」の下に「第七条の二及び」を加える。

第六十八條を削り、第六十九條を第六十八條とする。

第六章中第七十條の前に次の一條を加える。

第六十九條 第七十條の二（第四十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第四条 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條」を「第二十五條」に、「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第十条の二 信用基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十四条第一項中「第二号」を「第六号」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 信用基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

四 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章の章名を削る。

第二十五条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五条 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 役員及び職員(第八条―第十一条)」を「第二章の二 運営委員会(第十一条)の一条」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十一条の二 信用基金に、第十五条各号に規定する農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに第十二条第二項に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。

2 前項に規定する業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画の作成又は変更

三 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十一条の三 運営委員会は、運営委員十一人以内をもって組織する。

(運営委員)

第十一条の四 運営委員は、次に掲げる者(法人にあつては、その役員又は職員)のうちから、主務大臣が任命する。

一 政府以外の出資者(第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあつては、当該出資者が直接又は間接の構成員となつて法人を含む)

二 当該運営委員会に係る第十一条の二第一項に規定する業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者

2 運営委員の任期は、二年とする。ただし、補充の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第十条の二及び第十一条並びに通則法第二十一条第四項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「主務大臣は」と読み替へるものとする。

第二十六条中「第十条の二」の下に「(第十一条の四第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十七条の規定 公布の日

二 第三条及び第四条の規定(次号に掲げる改正規定を除く) 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第四条中独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年十月一日

四 第五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(種苗管理センター等の解散等)

第二条 独立行政法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」という。) 国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「種苗管理センター等」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人農業、食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に種苗管理センター等が有する権利のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 種苗管理センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)以下「通則法」という。)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。附則第九条第四項において同じ。)における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

5 国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間(通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。)における業務の実績についての通則法第三十五条の六第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

6 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究機構が行うものとする。

- 7 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究機構が行うものとする。
- 8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号。次条第一項において「旧種苗管理センター法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる中長期目標」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「中長期計画」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。第十四条と、附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号。次条第一項において「旧農業生物資源研究所法」という。）第十二条第一項及び附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号。次条第一項において「旧農業環境技術研究所法」という。）第十二条第一項中「当該中長期目標の期間の次の」とあるのは「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。第十四条」とする。
- 9 第一項の規定により種苗管理センター等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（研究機構への出資）
- 第三条 前条第一項の規定により研究機構が種苗管理センター等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定により読み替えられた旧種苗管理センター法第十二条第一項、旧農業生物資源研究所法第十二条第一項又は旧農業環境技術研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に対し第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「新研究機構法」という。）第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示し出資されたものとする。この場合において、研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。
- 2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 研究機構が権利を承継する場合における非課税
- 4 附則第二條第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 2 附則第二條第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができる。
- （研究機構の役員に関する特例）
- 第五条 研究機構に、役員として、新研究機構法第九條第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人以内を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一條第二項の規定にかかわらず、一年とすることができる。
- （研究機構の業務の特例等）
- 第六条 研究機構は、新研究機構法第十四條に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間にあって、研究機構がこの法律の施行の際現に行っている第一条の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四條第一項第六号に掲げる業務（当該業務に係る同項第七号から第九号までに掲げる業務を含む。）及びこれに附帯する業務（以下この条において「特例業務」という。）を行う。

- 2 研究機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
- 3 前項に規定する勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。
- 4 第一項の規定により研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六條第一項中「第四十四条第一項」とあるのは「第四十四条第一項（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十七号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）附則第六條第二項に規定する勘定があつては、同条第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項。以下この項において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「通則法第四十四条第一項」と、「業務」とあるのは「業務及び平成二十七年整備法附則第六條第一項に規定する特例業務（以下「特例業務」という。）」と、「新研究機構法第十七條中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」と、新研究機構法第十九條第二項中「業務」とあるのは「業務並びに特例業務」と、新研究機構法第二十一條第二項並びに第二十二條第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十四條第二号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び特例業務」とする。
- 5 研究機構は、特例業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済しなすお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を特例業務に係る各出資者に対しその出資額に応じて分配することができる。
- 6 前項の規定により特例業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。
- 7 第五項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。
- 8 研究機構は、第五項の規定により第二項に規定する勘定を廃止したときは、その廃止の際当該勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。（種苗管理センター等の職員から引き続き研究機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）
- 第七条 研究機構は、施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年整備法」という。）附則第四條第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き研究機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二條第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を研究機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に種苗管理センター等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 2 施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四條第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き旧種苗管理センター等（種苗管理センター、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下この項において「通則法整備法」という。）第三百四十九條の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所（国立研究開発法人農業生物資源研究所を含む。）及び通則法整備法第五十條の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（国立研究開発法人農業環境技術研究所を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の職員として在職する者に限る。）が、引き続き研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退

職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（研究機構の役員又は職員についての通則法の適用）

第八条 研究機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------------------------|--------------------------|--|
| 通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項 | を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的 | （独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）第六項において「平成二十七年整備法」という。）附則第二項第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（以下「旧種苗管理センター」という。）又は旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「旧種苗管理センター」という。）の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「旧種苗管理センター等役員」という。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的とする。 |
| 通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項 | であつた者 | であつた者（旧種苗管理センター等役員であつた者を含む。） |
| 通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項 | の組織 | （旧種苗管理センター等を含む。）の組織 |
| したこと | したこと | したこと（旧種苗管理センター法等（平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）又は国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）をいう。以下この項において同じ。）又は旧種苗管理センター等が定めていた業務方法書（第四十九条に規定する規程その他の規則）（以下この項において「旧種苗管理センター等規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。） |
| させたこと | させたこと | させたこと（旧種苗管理センター等の役員又は職員にこの法律、旧種苗管理センター法等若しくは他の法令又は旧種苗管理センター等規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。） |
| であつた者 | であつた者 | であつた者（旧種苗管理センター等の役員又は職員であつた者を含む。） |

第九条 独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際現に水産大学校が有する権利のうち、研究・教育機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究・教育機構が受けるものとする。

5 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究・教育機構が行うものとする。

6 水産大学校の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究・教育機構が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）次条第一項において「旧水産大学校法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは「国立研究開発法人水産研究・教育機構の平成二十八年四月一日に始まる中期目標」と、第三十条第一項とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは「中長期計画」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中長期目標の期間における国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）第二十条第一項、第二項及び第四項」とする。

8 第一項の規定により水産大学校が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（研究・教育機構への出資）

第十条 前条第一項の規定により研究・教育機構が水産大学校の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究・教育機構が承継する資産の価額（同条第七項の規定により読み替えられた旧水産大学校法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究・教育機構に対し出資されたものとする。この場合において、研究・教育機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。

第十一条 附則第九条第一項の規定により研究・教育機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税又は自動車取得税を課することができない。

| | | |
|--------------------------------|---------|------------------------------|
| 通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号 | であつた者 | であつた者（旧種苗管理センター等役員であつた者を含む。） |
| 通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号 | の役員又は管理 | （旧種苗管理センター等を含む。）の役員又は管理 |
| 通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号 | と営利企業等 | （旧種苗管理センター等を含む。）と営利企業等 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>（水産大学の職員から引き続き研究・教育機構の職員となつた者の退職手当の取扱）</p> <p>第十二条 研究・教育機構は、施行日の前日に水産大学の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き研究・教育機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を研究・教育機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に水産大学を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 施行日の前日に水産大学の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き水産大学の職員として在職する者に限る。）が、引き続き研究・教育機構の職員となり、かつ、引き続き研究・教育機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合には、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の水産大学の職員としての在職期間及び研究・教育機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に水産大学又は研究・教育機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>（研究・教育機構の役員又は職員についての通則法の適用）</p> <p>第十三条 研究・教育機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | <p>を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的</p> <p>であつた者</p> <p>の組織</p> | <p>（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）第六項において「平成二十七年法律第七十号附則第九條第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学（独立行政法人通則法の施行の日以後のものに限る。以下「旧水産大学」という。）の中期目標管理法人役員であつた者を含む。以下この項において同じ。」を当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的</p> <p>であつた者（旧水産大学の中期目標管理法人役員であつた者を含む。）</p> <p>（旧水産大学を含む。）の組織</p> | <p>したること</p> <p>したること（平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）以下この項において「旧水産大学校法」という。）又は旧水産大学校法が定めていた業務方法書（第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧水産大学校規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ）</p> |
|--|---|--|---|

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| <p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号</p> | <p>であつた者</p> <p>であつた者（旧水産大学の中期目標管理法人役員であつた者を含む。）</p> | <p>させたこと</p> <p>させたこと（旧水産大学の役員又は職員がこの法律、旧水産大学校法若しくは他の法令又は旧水産大学校規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ）</p> |
| <p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号</p> | <p>の役員又は管理</p> <p>（旧水産大学を含む。）の役員又は管理</p> | <p>定めるもの</p> <p>定めるもの（離職前五年間に在職していた旧水産大学の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う国立研究開発法人水産研究・教育機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む）</p> |
| <p>通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号</p> | <p>と営利企業等</p> <p>（旧水産大学を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等</p> | <p>させたこと</p> <p>（旧水産大学を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等</p> |

第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 独立行政法人種苗管理センター法
- 二 国立研究開発法人農業生物資源研究所法
- 三 国立研究開発法人農業環境技術研究所法
- 四 独立行政法人水産大学校法

第十五条 独立行政法人種苗管理センター法等の廃止に伴う経過措置

第十五条 種苗管理センター等又は水産大学の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十六条 罰則に関する経過措置

第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十八条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人種苗管理センターの項、独立行政法人水産大学の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）

第十九条 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第二十条 水産資源保護法の一部改正

第二十条の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に改め、同条第四項及び第五項中「センター」を「機構」に改める。

第二十一条の見出しを削り、同条第三号中「センター」を「機構」に改める。

第二十一条 国家公務員共済組合法の一部改正

別表第三の文書名の欄中「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号」を「第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで」に改め、「漁業災害補償法」の下に「昭和三十九年法律第百五十八号」を加える。

国立研究開発法人水産研究・教育機構

（印紙税法の一部改正）

第二十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条 種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。

第六十三条の見出し中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」に、「家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

第六十四条（見出しを含む）及び第七十四条中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

第二十四条 前条の規定の施行に伴う経過措置

種苗法（以下この条において「旧種苗法」という。）第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法（以下この条において「新種苗法」という。）第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせている栽培試験とみなす。

2 施行日前に旧種苗法第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により種苗管理センターに行わせた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項又は第四十七條第二項の規定により研究機構に行わせた栽培試験とみなす。

3 施行日前に旧種苗法第十五条第五項（旧種苗法第四十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項（新種苗法第四十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定により研究機構が依頼した栽培試験とみなす。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七條中「国立研究開発法人水産総合研究センター」の下に「又は国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

（食品安全基本法の一部改正）

第二十六条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）第十三条第一項」を削り、国立研究開発法人水産総合研究センター法を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

（平成十八年整備法の一部改正）

第二十八条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「引き続き当該施行日後の研究機構等」の下に「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター法及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに国立研究開発法人森林総合研究所を含む。以下この項において同じ。」を加える。

附則第五條中「独立行政法人農業者大学校」を「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所」に、「及び独立行政法人水産大学校」を「独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、「独立行政法人水産大学校を退職した者」に「又は独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者」に「又は国立研究開発法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者」に「又は国立研究開発法人農業環境技術研究所の」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)
 第二十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第五号を次のように改める。
 五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに関すること。

財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 下村 博文
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 林 芳正
 環境大臣 望月 義夫
 内閣総理大臣 安倍 晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十一号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第八十二条」に、「第八十一条」「第八十四条」を「第八十三条」「第八十六条」に、「第八十五条」を「第八十七条」に、「第八十六条」「第九十二条」を「第八十八条」「第九十四条」に改める。

第二十二條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 派遣職員(第七十八条第一項に規定する国派遣職員及び第七十九条第一項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ)をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項

第三十四條第一項中「第九十一条第一号」を「第九十三条第一号」に改める。

第九十二条を第九十四条とし、第八十九条から第九十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第八十八条第一項中「第八十六条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条を第九十条とし、第八十七条を第八十九条とし、第八十六条を第八十八条とし、第八章中第八十五条を第八十七条とし、第七章中第八十四条を第八十六条とし、第八十一条から第八十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第八十条第二項中「第八十条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、第六章中同条を第八十二条とし、第七十九条を第八十一条とする。

第七十八条中「国」を「前二条に規定するもののほか、国」に改め、同条を第八十条とし、第七十七条の次に次の二条を加える。

(国派遣職員に係る特例)

第七十八条 国派遣職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員(常時勤務に従事することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次条第一項において同じ)となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第二項において同じ)は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 国家公務員法第六十六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二(第四項を除く)の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第七十条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。

7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第四条(第五号に係る部分に限る)及び第五条(同号に係る部分に限る)の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

(地方派遣職員に係る特例)
 第七十九条 地方派遣職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。次項において同じ)は、同法第二十九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

2 公共施設等運営権者又は国派遣職員(前条第一項の退職前に地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第二百四十二条第一項に規定する国の職員であった者に限る)若しくは地方派遣職員は、同法第四十条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)
 第二条 この法律による改正後の第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)附則第十六条第六項の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

(政令への委任)
 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正)
 第四条 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)
 第十六条の二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第七十八条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

閉鎖事項全部証明書

茨城県つくば市観音台二丁目1番地2
 国立研究開発法人農業生物資源研究所

| | | |
|----------|---|---|
| 会社法人等番号 | 0500-05-005212 | |
| 名称 | 独立行政法人農業生物資源研究所 | |
| | 国立研究開発法人農業生物資源研究所 | 平成27年 4月 1日変更 平成27年 4月 1日登記 |
| 主たる事務所 | 茨城県つくば市観音台二丁目1番地2 | |
| 法人成立の年月日 | 平成13年4月1日 | |
| 役員に関する事項 | 茨城県つくば市二の宮二丁目3番地10 理事長 <u>岩 淵 雅 樹</u> | 平成14年 9月 1日就任 ----- 平成17年 3月31日退任 ----- 平成17年 4月 6日登記 |
| | 千葉県柏市柏の葉三丁目2番地の27 理事長 <u>石 毛 光 雄</u> | 平成17年 4月 1日就任 ----- 平成17年 4月 6日登記 |
| | 茨城県常総市内守谷町きぬの里二丁目24番地45 理事長 <u>石 毛 光 雄</u> | 平成22年10月 7日住所移転 ----- 平成22年10月16日登記 住所移転の登記 ----- 平成23年 3月31日抹消 |
| | 千葉県柏市柏の葉三丁目2番地の27 理事長 <u>石 毛 光 雄</u> | 平成21年 4月 1日重任 ----- 平成23年 3月31日登記 |
| | 茨城県常総市内守谷町きぬの里二丁目24番地45 理事長 <u>石 毛 光 雄</u> | 平成22年10月 7日住所移転 ----- 平成23年 3月31日登記 ----- 平成25年 3月31日退任 ----- 平成25年 4月 3日登記 |

茨城県つくば市観音台二丁目1番地2
 国立研究開発法人農業生物資源研究所

| | | |
|------------|---|---|
| | 茨城県つくば市松代二丁目22番地7 理事長 廣近 洋彦 | 平成25年 4月 1日就任 ----- 平成25年 4月 3日登記 |
| 従たる事務所 | 1 <u>茨城県那珂郡大宮町大字上村田字長田2425番</u> 茨城県常陸大宮市上村田字長田2425番 | 平成16年10月16日変更 ----- 平成17年 4月 6日修正 |
| | 2 <u>長野県松本市県一丁目10番1号</u> | 平成21年 3月31日廃止 ----- 平成21年 3月31日登記 |
| | 3 <u>長野県岡谷市郷田一丁目4番8号</u> | 平成23年 3月31日廃止 ----- 平成23年 3月31日登記 |
| | 4 <u>山梨県北巨摩郡小淵沢町6585番地</u> 山梨県北杜市小淵沢町6585番地 | 平成18年 3月15日変更 ----- 平成21年 3月31日修正 |
| 資本金 | 金403億1906万6059円 | |
| | 金403億1355万3953円 平成23年 3月16日変更 | 平成23年 3月31日登記 |
| | 金353億4117万8930円 平成23年10月 7日変更 | 平成23年10月 7日登記 |
| | 金353億2057万693円 平成26年 8月20日変更 | 平成26年 8月20日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 8月23日移記 | |
| | 平成28年4月1日独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第2条第1項の規定により解散 | |

茨城県つくば市観音台二丁目1番地2
国立研究開発法人農業生物資源研究所

| | |
|--|---------------|
| | 平成28年 4月 4日登記 |
| | 平成28年 4月 4日閉鎖 |

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(水戸地方法務局管轄)

平成28年 4月26日

水戸地方法務局つくば出張所

登記官

根 本 明



Certificate of All Present Matters

3-1-1 Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki
National Agriculture and Food Research Organization

| | | |
|-----------------------|--|---|
| Corporation No. | 0500-05-005207 | |
| Corporate Name | <u>National Agriculture and Food Reserch</u> | Changed April 1, 2006 |
| | <u>Organization (Incorporated Administrative</u> | Registered on April 6, 2006 |
| | <u>Agency)</u> | |
| | National Agriculture and Food Research Organization | Changed on April 1, 2015 Registered on April 7, 2015 |
| Head Office | 3-1-1 Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki | |
| Date of Establishment | April 1, 2001 | |

Reference No. ㊦062126

Note: All underlined entries are superseded entries.

1/6

3-1-1 Kannondai, Tsukuba, Ibaraki
National Agriculture and Food Research Organization

This document is to certify that the foregoing is all currently valid items registered in the commercial regi:
(Jurisdiction of Mito District Legal Affairs Bureau)

June 10, 2016

Mito District Legal Affairs Bureau, Tsukuba Branch Office

Registrar

Akira NEMOTO [SEAL]

Reference No. ㊦062126

Note: All underlined entries are superseded entries.

6/6

現在事項全部証明書

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

| | | |
|----------|---|-----------------|
| 会社法人等番号 | 0500-05-005207 | |
| 名 称 | 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 平成18年 4月 1日変更 |
| | | 平成18年 4月 6日登記 |
| | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 平成27年 4月 1日変更 |
| | | 平成27年 4月 7日登記 |
| 主たる事務所 | 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 | |
| 法人成立の年月日 | 平成13年4月1日 | |
| 役員に関する事項 | 茨城県つくば市研究学園三丁目8番地6 理事長 井 邊 時 雄 | 平成26年 4月 1日就任 |
| | | 平成26年 4月 4日登記 |
| | | 平成26年 6月28日住所変更 |
| | | 平成26年 7月10日登記 |
| | 東京都文京区水道一丁目4番7号テクノ小桜302 副理事長 佐々木 昭 博 | 平成26年 4月 1日就任 |
| | | 平成26年 4月 4日登記 |
| | | 平成27年 5月27日住所移転 |
| | | 平成27年 6月 5日登記 |
| | 埼玉県朝霞市溝沼五丁目2番29-405号 理事 新 本 英 二 | 平成28年 4月 1日就任 |
| | | 平成28年 4月 8日登記 |

| | | |
|--------|---|--|
| | 理事新本英二の代表権の範囲又は制限 1 種苗法（平成10年法律第83号）第15条第2項及び第47条第2項の規定による栽培試験を行うこと。 2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。 3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 4 1から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 5 種苗法第63条第1項の規定による集取 | 平成28年 4月 1日設定 平成28年 4月 8日登記 |
| 従たる事務所 | 1 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1食農ビジネス推進センター | 平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月 8日登記 |
| | 2 新潟県上越市稲田一丁目2番1号 | |
| | 3 茨城県つくば市観音台二丁目1番地18 | |
| | 4 茨城県つくば市藤本2番地1 | 平成28年 4月 1日変更 平成28年 4月 8日登記 |
| | 5 静岡県静岡市清水区興津中町485番地6 | 平成17年 4月 1日変更 平成18年 3月 8日修正 |
| | 6 長崎県南島原市口之津町乙954番地 | 平成18年 3月31日変更 平成18年 4月 6日修正 |
| | 7 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92番地24 | |
| | 8 広島県東広島市安芸津町三津字栗岡301番地2 | 平成19年 8月27日更正 |
| | 10 三重県津市安濃町草生360番地 | 平成18年 1月 1日変更 平成18年 1月10日修正 |
| | 12 静岡県島田市金谷猪土居2769番地 | 平成22年 2月15日変更 平成22年 2月19日修正 |

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| 13 鹿児島県枕崎市瀬戸町87番地 | 平成16年11月15日変更 |
| | 平成16年11月16日登記 |
| 14 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1野菜花き研究部門 | 平成28年 4月 1日変更 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 15 茨城県つくば市池の台2番地 | |
| 16 栃木県那須塩原市千本松768番地 | 平成17年 1月 1日変更 |
| | 平成17年 1月 4日登記 |
| 17 長野県北佐久郡御代田町大字塩野375番地7 16 | |
| 18 茨城県つくば市観音台三丁目1番地5 | |
| 19 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘4番地1 | |
| 20 鹿児島県鹿児島市中山町字小牟田2702番地 | |
| 21 東京都小平市上水本町六丁目20番1号 | |
| 23 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地2 | |
| 24 北海道河西郡芽室町新生南9線4番地3 | |
| 26 岩手県盛岡市下厨川字赤平4番地 | |
| 27 秋田県大仙市四ツ屋字下古道3番地 | 平成17年 3月22日変更 |
| | 平成17年 3月24日修正 |
| 28 福島県福島市荒井字原宿南50番地 | |
| 30 広島県福山市西深津町六丁目12番1号 | |

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

| | |
|--|---|
| 31 香川県善通寺市仙遊町一丁目3番1号 | |
| 32 京都府綾部市上野町上野200番地 | |
| 33 島根県大田市川合町吉永60番地 | |
| 34 熊本県合志市須屋2421番地 | 平成18年 2月27日変更 ----- 平成18年 3月 8日修正 |
| 35 福岡県筑後市大字和泉496番地 | |
| 36 宮崎県都城市横市町6651番地2 | |
| 38 鹿児島県西之表市安納1742番地1 | |
| 39 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2 生物系特定産業技術研究支援センター | 平成28年 4月 1日変更 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| 41 茨城県つくば市観音台二丁目1番地6 | 平成18年 4月 1日設置 ----- 平成18年 4月 6日登記 |
| 42 茨城県つくば市観音台二丁目1番地12 | 平成28年 4月 1日変更 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| 45 茨城県つくば市観音台一丁目31番地1 | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| 46 茨城県つくば市観音台二丁目1番地2次世代作物 開発研究センター | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| 47 茨城県つくば市観音台二丁目1番地2生物機能 利用研究部門 | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| 48 茨城県つくば市観音台二丁目1番地2遺伝資源 センター | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

| | |
|---|---------------|
| 49 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1高度解析センター | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 50 茨城県つくば市観音台三丁目1番地3 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 51 茨城県つくば市藤本2番地2 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 52 茨城県常陸大宮市上村田2425番 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 53 北海道北広島市西の里1089番地 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 54 北海道勇払郡安平町早来富岡499番地 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 55 北海道帯広市幸福町東四線210番地6 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 56 青森県上北郡七戸町字柳平43番地86 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 57 群馬県吾妻郡嬭恋村大字田代1017番地の1 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 58 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2 農業技術革新工学研究センター | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 59 山梨県北杜市小淵沢町6585番地 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 60 長野県茅野市玉川11401番地1 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |
| 61 岡山県笠岡市平成町91番地 | 平成28年 4月 1日設置 |
| | 平成28年 4月 8日登記 |

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

| | | |
|-----|-----------------------------------|---|
| | 62 長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1494番35 | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| | 63 鹿児島県熊毛郡中種子町油久5252番地1 | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| | 64 沖縄県国頭郡東村字宮城404 | 平成28年 4月 1日設置 ----- 平成28年 4月 8日登記 |
| 資本金 | 金2872億4576万9363円 平成28年 2月29日変更 | 平成28年 3月11日登記 |

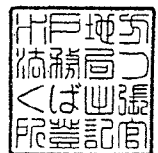
これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(水戸地方法務局管轄)

平成28年 6月10日

水戸地方法務局つくば出張所
 登記官

根 本 明



整理番号 七〇六二一二六

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6

PATENT

REEL: 057435 FRAME: 0915

Letter 28-NohKai-No. 106

April 22, 2016

National Agriculture and Food Research Organization
President, Tokio IMBE, Esq.

Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries
Hiroschi MORIYAMA [Seal]

On the subject of the properties that the Country inherits from National
Center for Seeds and Seedlings, National Institute of Agrobiological
Sciences, and National Institute for Agro-Environmental Sciences

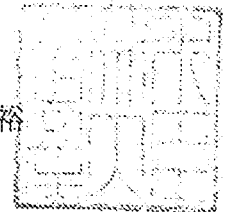
In reply to the inquiries in Letter 28-Kikou-C No. 0119002 dated April 19, 2016, I would confirm that the Country inherits no property from National Center for Seeds and Seedlings, National Institute of Agrobiological Sciences, and National Institute for Agro-Environmental Sciences due to Paragraph 2 Article 2 of Supplementary Provisions of the Act for Aligning Acts Related to Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan for enforcing the reform of Independent Administrative Legal Entities on April 1, 2016 (Act No. 70 of 2016).



28農会第106号
平成28年4月22日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 井邊 時雄 殿

農林水産大臣 森 山 裕



独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及
び国立研究開発法人農業環境技術研究所から国が承継する資産について

平成28年4月19日付け28機構C第0119002号をもって照会のあったこ
のことに、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整
備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第2条第2項の規定に基づき、独立
行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発
法人農業環境技術研究所から国が承継する資産はありません。



PATENT